

DEBUND LAW OFFICES

大邦法律事務所

NEWSLETTER

2024 年間特輯

01 改正「会社法」は企業運営にどのような影響を与えるか？

02 著作権の保護期間満了後、ミッキーマウスでホラー映画を作るとディズニーの権利を侵害するか？

03 『陰陽師』は『王者栄耀』との盗作訴訟に勝てるか？

デバンド外国法事務弁護士事務所

東京都中央区日本橋 1-2-10 東洋ビル315

TEL 03-6272-3638

www.debund-jp.com

大邦法律事務所

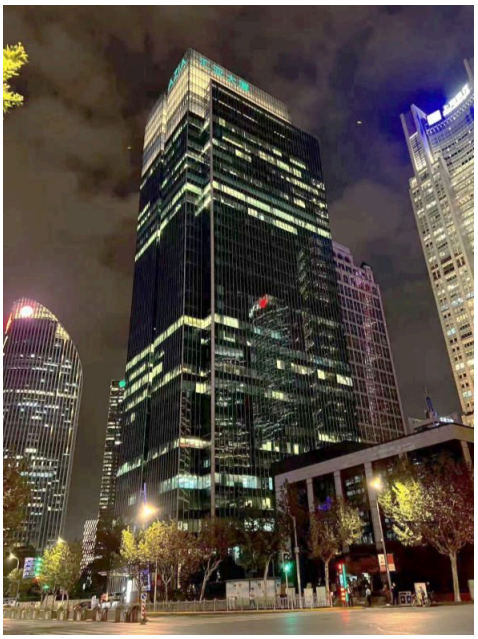

は国際取引企業、中国への投資企業、中国の子会社向けにリーガル・サービス等を提供する渉外法務をメインとする事務所です。拠点は上海に置いています。弊所は、国家知的財産権局が認定する特許代理機構の資格及び商標代理の資格も兼ね備えており、弁護士、弁理士、商標代理人及び登録会計士による経験豊富な専門チームから成り立っています。

デバンド大邦法律事務所
上海市浦東新区 陸家嘴環路1233号
匯亜ビル（AZIA Center）8階

弊所は、2019年に東京に「デバンド外国法事務弁護士事務所」を設立し、中国法の資格を有するメンバーが、日本語、中国語、英語でクライアントに対応しています。

日本のクライアントに対しては、中国への投資・進出、知的財産権の保護、紛争解決など、中国ビジネスに関わる各種リーガルサービスを直接ご提供しています。とりわけ特許・商標・コンテンツ及び営業秘密保護などの知的財産権保護に強みを持ち、中国における日本企業の権利保護を数多く手がけてまいりました。

本号では、2024年に当事務所の弁護士が執筆した論考の中から、日本の皆さまに関わりの深いものを選んでお届けいたします。是非ともお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

本号の内容

1. 改正「会社法」は企業運営にどのような影響を与えるか？
2. 著作権の保護期間満了後、ミッキーマウスでホラー映画を作るとディズニーの権利を侵害するか？
3. 『陰陽師』は『王者栄耀』との盗作訴訟に勝てるか？
4. 事務所ニュース

デバンド外国法事務弁護士事務所
東京都中央区日本橋 1-2-10
東洋ビル315
TEL：03-6272-3638

COLUMN

改正「会社法」は企業運営にどのような影響を与えるか？

（文／柏立団） 2024年1月2日



2023年12月29日、第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において改正「会社法」が可決され、2024年7月1日から施行されました。会社形態の企業は市場経済において最も活発な事業主体であり、その主体を規律する「会社法」の改正は、企業運営にどのような影響を与えるのでしょうか。

一、登録資本金：「引受制」から「限定的払込制」へ

2014年3月1日に施行された当時の改正「会社法」は、登録資本金の払込制を引受制（認繳制）に改め、金融機関や募集設立の株式会社など27業種を除き、登録資本金の最低限度額と払込期限の規定を撤廃しました。

これに合わせて、2014年4月24日、全国人民代表大会常務委員会は「刑法」第158条・第159条に関する解釈を採択し、出資金不正引出罪（抽逃出資罪）は法に基づき払込登記制を採用する会社にのみ適用されることを明確にしました。最高人民検察院および公安部も通知（公経〔2014〕247号）を発し、払込制が適用される会社を除き、株主・発起人に対して同罪の刑事責任を追及しないことを明らかにしています。会社法司法解釈（三）によれば、出資金の不正引出しとは、虚偽の財務会計報告書により利益を水増しして配当すること、架空の債権債務関係を通じて出資金を移転すること、関連取引を利用して出資金を移転すること、その他法定の手続によらずに出資金を回収する行為をいいます。

出資金不正引出しの非犯罪化は、ある程度、債権者保護の弱体化を代償とするものであり、法学界から多くの批判を受けてきました。今回の改正で導入された「5年以内の払込み」の規定は、引受制が実質的に払込制へ回帰するものであり、いわば「限定的払込制」と呼ぶことができます。「出資金不正引出罪」が再び適用されるようになるかどうかについては、立法機関による明確な解釈が待たれます。

二、株主の知る権利：完全子会社の財務資料にも及ぶ

改正前の会社法第33条は、株主が会社の財務会計報告を閲覧・複写し、会計帳簿を閲覧する権利を定めており、司法実務では会計証憑の閲覧も一般に認められていました。しかし、株主が会社の完

全子会社や支配子会社の財務資料を閲覧できるかについては、従来の会社法に規定がありませんでした。

司法実務上、子会社の会計帳簿の閲覧を認めた確定判決は、上海市第二中級人民法院（2013）および江蘇省高級人民法院（2017）の2件にとどまり、いずれも定款に子会社の帳簿を閲覧できる旨の定めがある、あるいは株主間に別段の合意があるという前提条件がありました。その他の類似事件では、子会社の法人としての独立性を害するおそれがあるとして、裁判所は閲覧請求を認めていません。上海市第二中級人民法院の商事審判廷がまとめた審理ガイドラインも、原告が自らの出資先企業の子会社や孫会社について知る権利を行使することは原則として認めるべきでないとしています。

今回の改正により、株主は規定に従い、完全子会社の関連する財務資料を閲覧・複写できることが明確になり、この争点に決着がつきました。ただし、知る権利の「貫通」は100%出資の子会社に限られ、100%出資でない子会社については、他の株主の利益を害するおそれがあるため認められない点に注意が必要です。

三、企業への示唆

以上の改正を踏まえ、会社の設立および運営にあたっては、これらの改正が会社および株主に与える潜在的な影響を十分に考慮し、状況に応じて戦略を調整することが求められます。なお、今回の改正にはこのほかにも改正点がありますが、いずれも既存の確定判決を踏まえて整理したものであり、目新しい内容は多くないため、本稿では割愛します。

原文：http://www.debund.com/article?id=2300

COLUMN

著作権の保護期間満了後、ミッキーマウスでホラー映画を作るとディズニーの権利を侵害するか？

（文／遊雲庭） 2024年1月5日

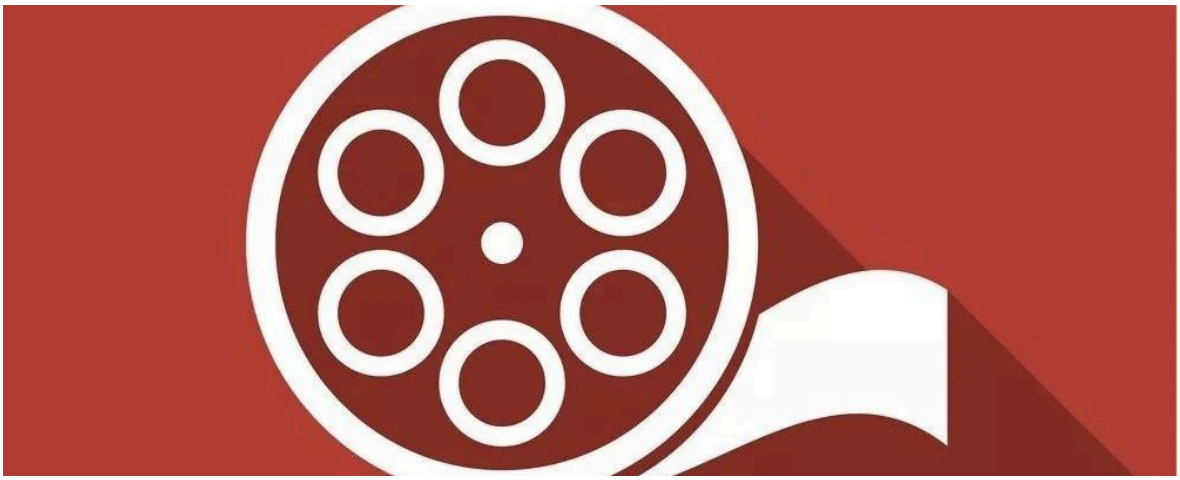

報道によれば、米国でミッキーマウスの著作権が2023年末に満了し、早速、米国のクリエイターがミッキーを題材にしたホラー映画やゲーム3作品の予告やポスターを公開しました。筆者はかつて、愛らしいミッキーをホラー作品に用いることは、中国では侵害となるおそれがあると考えていました。著作者の同一性保持権（作品の完全性を保護する権利）は保護期間の制限を受けないからです。しかし改めて検討したところ、必ずしも侵害になるとは限らないと考えるに至りました。

一、米国と中国における保護期間

ミッキーマウスは1928年にウォルト・ディズニーによって創作されました。当時の米国著作権法の最長保護期間は56年で、本来は1984年にパブリックドメインとなるはずでしたが、ディズニーの働きかけで著作権法が2度改正され、保護期間は95年に延長され、2024年にようやく満了しました。

一方、中国の著作権法では、美術著作物としてのミッキーの保護期間は著作者の死後50年までです。ウォルト・ディズニーは1966年に死去しているため、複製権、頒布権、情報ネットワーク伝達権、翻案権など14の財産的権利は2016年に保護期間が満了しています。ただし、氏名表示権、修正権、同一性保持権の保護期間には制限がなく、著作者の死後はその相続人または受遺者が保護します。

二、同一性保持権で保護できるか

筆者は以前、「保護期間内であれば同一性保持権で保護できるが、期間満了後の権利行使は難しい。中国では勝訴の見込みがあるが、ディズニー社ではなく、ウォルト・ディズニー氏の相続人が原告となる必要がある」と述べました。しかし、ミッキーマウスには複数の著作物としての形態があり、一概にはいえません。

1. 視聴覚著作物として 1928年の映画『蒸気船ウィリー』は、ミッキーを初めて公衆に示した視聴覚著作物です。この映画自体にホラーや性的な内容を加えて改変すれば、作品の歪曲・改ざんとして同一性保持権の保護範囲に入ります。

2. 美術著作物として 大きな耳と目、丸い鼻、半ズボン、外股で直立歩行するネズミのキャラクターという特徴を抽出したミッキーの姿は美術著作物に当たります。保護期間が満了すれば、他人はこれを基に書籍、ゲーム、映画などに翻案することができます。これをホラー作品に用いることが同一性保持権の侵害になるかについては、議論があります。

第一に、同一性保持権は、新たな著作物が生まれない状況で原作を歪曲することを対象とするものと考えられます。抽出したミッキーの姿を用いることは原作の切取りではなく翻案に当たり、翻案権は同一性保持権と並ぶ独立の権利です。翻案後の作品に対して相続人がなお同一性保持権を主張できるとすれば、翻案権が骨抜きになってしまいます。

第二に、「爽やかで可愛らしく、子ども向け」というミッキーの設定はアイデアであって表現ではありません。著作権法は表現のみを保護し、アイデアは保護しないため、キャラクター設定を同一性保持権を含む著作権で保護することはできません。最高人民法院も、作品が描く人物の特徴はアイデアの範疇に属し著作権法の保護を受けないとの判断を示しています。

三、馳名商標による保護という選択肢

チーム内で議論した際、同僚の駱弁護士は、ミッキーのホラー映画が中国で上映される場合、ディズニーは馳名商標（著名商標）による権利行使を検討できるのではないかと提案しました。

参考になるのが「伊利」事件です。ある個人事業者が「伊利YiLi」の商標を便器を含む水栓・衛生器具に出願したところ、乳製品大手の伊利集団が異議を申し立て、北京市高級人民法院は、商品分野が異なっていても馳名商標の名声を不当に利用し、その識別力を弱める結果を招くとして伊利集団の主張を認めました。根拠は商標法第13条第3項（異なる商品について他人の馳名商標を複製・模倣し、公衆を誤認させ、その利益を害するおそれがある場合は登録・使用を禁止する）です。

同様に、ディズニーは第28類（玩具）のミッキーマウス商標を権利の基礎として、映画の製作者・配給者に馳名商標の侵害を主張できる可能性があります。ホラー映画やそのポスターへの使用は、ミッキーの玩具商標の市場における名声を損ない、ディズニーの利用者を誤認させるおそれがあるからです。

もっとも、これは今後検討すべき一つの方法にすぎません。実際に訴訟になれば、本質はパブリックドメインにある著作物と商標権の衝突であり、裁判所の裁量は非常に大きくなります。ディズニーの馳名商標保護を認める可能性もあれば、製作者が誰かは公衆にも明らかで誤認は生じないとして請求を退ける可能性も否定できません。

また、この方法には限界もあります。第一に、馳名商標の類を超えた保護は、一般に出願から5年以内の商標にしか対抗できません。第二に、ディズニーは事件ごとに馳名商標の認定を求める必要があります。第三に、馳名商標の認定には大量の証拠が必要で、要件は厳格です。

四、結び

知的財産権とは、パブリックドメインの一部を切り出して権利者に与え、その分だけ公衆の自由を制限する制度です。したがって保護期間が満了すれば、権利者は自由を公衆に返すべきであり、ミッキーマウスの著作権が満了した以上、誰もが自由に利用でき、たとえホラー映画に使ったとしても構わない。それこそが制度本来の趣旨にかなうと筆者は考えます。

※本稿は原文（中国語）を抄訳したものです。
原文：http://www.debund.com/article?id=2309

COLUMN

『陰陽師』は『王者栄耀』との盗作訴訟に勝てるか？

（文／遊雲庭） 2024年3月27日



先日、網易のゲーム『陰陽師』の公式Weiboが突然、騰訊のゲーム『王者栄耀』が自社キャラクター2体の美術デザインを盗用した疑いがあると発表しました。これに対し騰訊はWeiboで、その指摘は事実に反するとし、相手方の基準によれば『陰陽師』も『王者栄耀』の人気キャラクターを何度も盗用していると反論しました。本稿では、仮に網易が提訴した場合、裁判所が騰訊の侵害を認めるかについて考えてみます。

『陰陽師』のWeiboに掲載された弁護士書簡によれば、争点は2点の美術著作物の侵害の有無です。具体的には、『王者栄耀』の「李白・砕月剣心」が『陰陽師』の「須佐之男」を、『王者栄耀』の「大司命」のゲーム素材が『陰陽師』の「SP神啓荒」を侵害している疑いがあるというものです。

ゲーム素材の盗用は、著作権法上は美術著作物の侵害と呼ばれますが、2つの美術著作物に同一または類似の要素があるからといって、直ちに侵害となるわけではありません。

一、侵害判断で考慮される3つのポイント

1. 業界で一般的なデザインは除外される ゲームをよくプレイする人なら、2枚の画像を見て、とがった顎、通った鼻筋、広い肩、細い腰、すらりとした体形といった特徴が、ゲーム業界でごく一般的なデザインであることに気付くでしょう。訴訟になれば、騰訊側は必ず「一部の特徴が似ているのは業界の慣行であり、誰もがそうしている」と抗弁するはずです。

2. アイデアの一致は除外される 著作権法の侵害判断には「アイデアと表現の二分論」があり、アイデアが似ていても具体的な表現が異なれば侵害にはなりません。明るい作風か闇夜の作風か、流れるような線、華やかな模様入りの外套といった要素はアイデアの次元にとどまるため、模様まで全く同じといった場合でない限り、盗作と認定するのは困難です。

3. 一部の表現が一致していることは事実 今回の騒動の核心は、双方に似たデザインが多く、特に髪型のデザインに表現の一致がある点です。「李白・砕月剣心」の炎のような髪型、「大司命」の前髪のデザインは、『陰陽師』の対応するキャラクターと

非常によく似ており、全体的な作風が一致しているなかで、類似性を決定づける役割を果たしています。

騰訊と網易はいずれもゲーム業界のトップ企業であり、デザインの一致は騰訊が網易のデザインを参考にしたものと考えられます。しかし、それが現行の司法実務における美術著作物侵害の基準に達しているかについては、筆者の見解は「何とも言えない」です。騰訊側の想定される抗弁を覆すことが難しいためです。

二、想定される騰訊側の抗弁

1. 先行するゲームに類似のデザインがある 網易がキャラクターに炎のような髪型や、毛先が片側に流れる前髪をデザインしたからといって、他の誰もそれを使えなくなるのでしょうか。この種の事件では、被告の抗弁は簡単で、先行するデザインを探せばよいのです。網易より前に同様の髪型のキャラクターが存在することを立証できれば、侵害したのは『陰陽師』の方だということにもなりかねません。このようなデザインを見つけるのは難しくないでしょう。

2. 相互の模倣は業界の慣行である 騰訊は反論の中で、「あるゲームの盗作判断基準によれば、そのゲームも当方の人気キャラクターを何度も盗用している」と述べています。訴訟で騰訊が『陰陽師』のデザインにも『王者栄耀』の先行デザインに似たものがあると立証すれば、それも裁判所の判断材料となります。侵害の認定基準が厳しすぎれば、業界の誰もが侵害者になってしまうからです。

筆者はかつてゲーム会社に勤務していましたが、業界で同業他社のコンテンツを部分的に参考にすることは確かに慣行です。当時、評価部門の同僚に普段の仕事内容を尋ねたところ、「ライセンス導入するゲームのテストをし、それ以外の時間は競合のゲームをプレイして、よい企画やコンテンツがあればフローチャートにまとめ、自社のゲームにも加える。全く同じでなければよい。アイデアは独占できないから」という答えでした。

3. デザインの一致は偶然である 知的財産権制度の目的は創作の奨励にあり、著作権法の侵害判断は、表現の一致の有無だけでなく、権利者以外の者の創作の自由を過度に制限しないことにも左右されます。騰訊が「偶然の一致にすぎない」と抗弁した場合、網易がそれを覆すには、少なくとも次のいずれかの証拠が必要です。

一つは、「ただ乗り」を示すその他の証拠です。例えば、騰訊のキャラクターが美術デザインだけでなく、名称も「須佐之男」「神啓荒」と同一または類似である、あるいは性格や関連キャラクターなど他の設定まで盗用している場合には、裁判所は侵害の認定を検討するでしょう。

もう一つは、大量のデザインに表現の一致が存在することです。当チームがこの種の事件を扱う際にも、数量は侵害判断の焦点となります。『王者栄耀』の多数のキャラクターが『陰陽師』の対応するキャラクターと特徴的な表現において一致していれば、裁判所は侵害を認めるでしょう。美術著作物のほか、ゲームの遊び方（ルール）の類似による侵害についても、大量のルールの一致が必要です。

三、結論

以上のとおり、現時点で問題となっている2体のキャラクターの少数の特徴の一致だけでは、網易が勝訴できるとは限りません。しかし、この件は業界の競争環境を損なうものです。知的財産権の保護環境と保護水準は、産業の競争文化に左右され、業界の企業によって共同で形作られるものです。騰訊は中国オンラインゲーム産業のリーディングカンパニーであり、『王者栄耀』は中国で最も影響力のあるゲームです。その一部のキャラクターデザインを意図的に競合他社のデザインに近づけることは、競争の底線を引き下げ、悪い前例となるものです。

原文：http://www.debund.com/article?id=2341

事務所ニュース

1. ポケモンのゲーム訴訟で一審勝訴――賠償額1億700万元はゲーム侵害事件で過去最高

2024年9月

倪挺剛・秦鵬飛両弁護士が代理した、株式会社ポケモンによる著作権侵害・不正競争訴訟で、深圳市中級人民法院は被告らに1億700万元の損害賠償を命じました。裁判所は当事務所が主張した「具体的なストーリー性のある表現」の概念を採用し、全体として著作権侵害を認めるとともに、不正競争も認定しました。

デバンド外国法事務弁護士事務所

東京都中央区日本橋 1-2-10 東洋ビル315
TEL：03-6272-3638 ｜ www.debund-jp.com
中国法に関するご相談は、日本語・中国語・英語で承ります。

大邦法律事務所 NEWSLETTER 2024
本誌は情報提供を目的とするものであり、個別の案件に関する法的助言ではありません。具体的なご相談は当事務所までお問い合わせください。
各記事の原文は大邦法律事務所ウェブサイト（www.debund.com）に掲載されています。